

流通経済大学大学院学則

(制定 平成元年3月17日)

第1章 総則

第1条 この学則は、流通経済大学学則第57条に基づき、流通経済大学大学院(以下「大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

第2条 大学院の研究科及び課程は、次のとおりとする。

経済学研究科	経済学専攻	博士課程
社会学研究科	社会学専攻	博士課程
物流情報学研究科	物流情報学専攻	博士課程
法学研究科	リーガルガバナンス専攻	修士課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ科学専攻	修士課程

第2条の2 前条の各研究科の目的は、次のとおりとする。

研究科	目的
経済学研究科	経済学、経営学のそれぞれの分野の専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成
社会学研究科	理論社会学、社会福祉・地域社会学、産業・観光社会学等の諸領域における専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成
物流情報学研究科	物流情報に関する分野の専門的知識を有する高度職業人、または創造性豊かな研究者の養成
法学研究科	企業や地方自治体において、法的諸問題に対応できる専門的知識を有する人材の養成
スポーツ健康科学研究科	生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に貢献できる高度の専門的知識・技能を有する人材の育成

第2条の3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の課程と後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取扱うものとする。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

3 博士課程の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、最長在学年限は4年とする。

3 修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	10名	20名
社会学研究科	社会学専攻	10名	20名
物流情報学研究科	物流情報学専攻	20名	40名
法学研究科	リーガルガバナンス専攻	10名	20名
スポーツ健康科学研究科	スポーツ科学専攻	10名	20名
計		60名	120名

第3条の2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、最長在学年限は6年とする。
- 3 博士後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	5名	15名
社会学研究科	社会学専攻	5名	15名
物流情報学研究科	物流情報学専攻	5名	15名
計		15名	45名

第2章 学年、学期及び休業日

第4条 学年、学期及び休業日については、流通経済大学学則第6条、第7条、第8条及び第9条の規定を準用する。

第3章 履修方法等

第5条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

- 2 授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める研究科規則の定めるところによる。

第6条 大学院の単位の計算は、流通経済大学学則第11条の規定を準用する。

第7条 大学院の試験については、流通経済大学学則第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

第4章 入学、休学、復学、退学、編転入学及び再入学

第8条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、10月においても入学させることができる。

第9条 修士課程の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学(学校教育法第102条に定める大学をいう。以下同じ。)を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が、我が国において外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- (7) 旧制学校等を修了した者
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 本大学院において個別の入学資格審査により認めた者で22歳に達した者

第9条の2 博士後期課程の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 本大学院において個別の入学資格審査により認めた者で24歳に達した者

第9条の3 第9条第1項第10号及び第9条の2第1項第7号に規定する個別の入学資格審査要領は別に定める。

第10条 大学院の入学志願者手続、入学許可、在学保証書、保証人、休学、休学期間、休学中の授業料、復学、願い出による退学、学費未納等による退学、転学、編・転入学、再入学及び死亡の届け出については、流通経済大学学則第32条から第45条の規定を準用する。

2 博士後期課程において、所定の単位取得後退学した者の学位取得のための再入学については、別に定める。

第5章 課程修了及び学位

第 11 条 修士課程修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、研究科規則の定めるところにより、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 11 条の 2 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件は、大学院の修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、第 9 条の 2 第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定により、博士後期課程に入学した者の修了の要件は、大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 12 条 各研究科において、教育研究上必要と認めるときは、他大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院修士課程の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目は、8 単位をこえない範囲で本大学院当該研究科において履修したものとみなすことができる。

第 13 条 各研究科において、教育研究上必要と認めるときは、他大学院とあらかじめ協議の上、博士後期課程の学生が当該大学院において、研究上の指導を受けることを認めることができる。

第 14 条 大学院の課程を修了した者には、次の区分に従い修士又は博士の学位を授与する。

経済学研究科	修士課程	修士(経済学)
	博士課程	博士(経済学)
社会学研究科	修士課程	修士(社会学)
	博士課程	博士(社会学)
物流情報学研究科	修士課程	修士(物流情報学)
	博士課程	博士(物流情報学)

法学研究科 修士課程 修士(法学)
スポーツ健康科学研究科 修士課程 修士(スポーツ科学)

第15条 この学則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は流通経済大学学位規則の定めるところによる。

第6章 学費等

第16条 大学院に入学を志願する者は、第10条に定める手続きと同時に別表Ⅰに定める入学検定料を納めなければならない。

第17条 入学金、授業料、施設拡充費及びその他の学費並びに納入期日は別表Ⅱ及び別表Ⅲのとおりとする。

第18条 学年の途中で退学した者でも、その期の学費を納入しなければならない。

2 中途退学者には、既納の学費は返還しない。

第7章 運営組織

第19条 大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科の教授2名
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究及び教育に関する基本的事項
- (2) 大学院学則又は大学院に関する諸規則の制定、改廃及び運用に関する事項
- (3) 学位授与の認証に関すること
- (4) その他大学院に関する重要事項

第20条 大学院の各研究科に研究科長及び研究科委員会を置く。

2 各研究科長は、当該研究科委員会の推薦に基づき、理事会の承認を経て、学長が任命する。任期は2年とし、その始期は4月1日とする。ただし、欠員により補充任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 各研究科委員会は、当該研究科の教育、研究を担当する本学専任の教授をもって組織する。

4 前項の規定にかかわらず、各研究科委員会は、当該研究科において必要と認める場合は当該研究科の教育、研究を担当する准教授、講師及び兼任の教員を加えて組織することができる。ただし、博士後期課程の担当教員の資格認定並びに入学及び課程修了・学

位に関することについて審議する場合は、当該博士後期課程の教育、研究を担当する教員をもって組織するものとする。

5 各研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

(1) 教員組織に関すること

(2) 入学、休学、復学、願い出による退学、学費未納等による退学、懲戒、留学その他学生に関すること

(3) 教育課程及び研究指導に関すること

(4) 課程修了及び学位に関すること

(5) その他研究科の運営に関する重要事項

6 各研究科委員会は、当該研究科委員会構成員の3分の2の出席をもって成立する。ただし、留学中の者、海外出張中の者、特別研究期間中の者、休職中の者および病気その他の理由により引続き3ヶ月以上欠勤中の者は当該研究科委員会構成員の数から除くものとする。

7 各研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第21条 大学院の教員組織は、原則として各研究科の基礎となる学部、研究所等の教員をもって構成するものとする。

2 大学院の授業は、教授、准教授又は講師が担当する。

3 大学院の研究指導は、原則として教授が担当するものとし、各研究科において必要な場合は、当該研究科の准教授が担当し、又は講師に分担させることができるものとする。

第22条 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第8章 委託学生、聴講生及び外国人留学生

第23条 委託学生、聴講生及び外国人留学生については、流通経済大学学則第48条から第53条までの規定を準用する。

第24条 本大学院と単位の互換に関する協定のある他大学院学生が、本大学院の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講生として許可することがある。

第25条 大学院において特定課題についての研究指導を受けようとするものがあるときは、支障がない限り、特別研究生として入学させることができる。

2 特別研究生の入学手続、学費等については別に規則をもって定める。

第9章 雑則

第26条 学生の賞罰については、流通経済大学学則第46条及び第47条を準用する。

第27条 中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取

得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2. 各研究科において取得することができる教育職員免許状の種類および履修要項は、教職課程に関する規程に定める。

第 28 条 大学院研究科に関する細則は別に定める。

附 則

1. この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則(改正)は、平成元年 11 月 1 日から施行する。
3. この学則(改正)は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
4. この学則(改正)は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則(改正)は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。
6. この学則(改正)は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、社会学研究科修士課程の学生には、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に基づく免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定を受けるまでの間、第 23 条は適用しない。
7. この学則(改正)は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
8. この学則(改正)は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
9. この学則(改正)は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。ただし、本規則第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、完成年次に達しない研究科の研究科長は、学長が選考し、理事会の承認を経て任命するものとする。
10. この学則(改正)は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
11. この学則(改正)は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。
12. この学則(改正)は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
13. この学則(改正)は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
14. この学則(改正)は、平成 9 年 7 月 8 日から施行する。
15. この学則(改正)は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
16. この学則(改正)は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
17. この学則(改正)は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
18. この学則(改正)は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
19. この学則(改正)は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
20. この学則(改正)は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
21. この学則(改正)は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
22. この学則(改正)は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
23. この学則(改正)は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
24. この学則(改正)は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
25. この学則(改正)は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
26. この学則(改正)は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
27. この学則(改正)は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

28. この学則(改正)は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

29. この学則(改正)は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I

種 別	金 額
入学検定料	35,000 円

別表 II-A (本学学部卒業生 学費)

種 別	年額	入学年度	2 年度以降	納入期日
授 業 料	年額	664,000 円 春学期 332,000 円 秋学期 332,000 円	前年度の金額にそれぞれ人事院勧告(前年度)による改訂率(ベア+定昇率)を乗じた額を加算した金額	(春学期)新入学生は指定された入学手続期間、在學生は 4 月 20 日まで (秋学期)新入学生、在學生とも 10 月 20 日まで
施設拡充費	年額	64,000 円		
実験実習料	年額	16,000 円		

別表 II-B (他大学学部卒業生 学費)

種 別	年額	入学年度	2 年度以降	納入期日
入 学 金		145,000 円		指定された入学手続期間
授 業 料	年額	664,000 円 春学期 332,000 円 秋学期 332,000 円	前年度の金額にそれぞれ人事院勧告(前年度)による改訂率(ベア+定昇率)を乗じた額を加算した金額	(春学期)新入学生は指定された入学手続期間、在學生は 4 月 20 日まで (秋学期)新入学生、在學生とも 10 月 20 日まで
施設拡充費	年額	64,000 円		
実験実習料	年額	16,000 円		

別表 III (委託学生および聴講生の入学金および聴講料)

種 別	委託学生		聴講生	
入 学 金	4 単位まで	13,000 円	4 単位まで	26,000 円
	5 単位以上	19,000 円	5 単位以上	38,000 円
聴 講 料	1 単位につき	11,000 円	4 単位まで	40,000 円
	総額	90,000 円を超えない	超過分 1 単位につき	9,000 円
			総額	90,000 円を超えない

流通経済大学大学院研究科規則

(制定 平成4年3月19日)

第1章 総則

第1条 流通経済大学大学院の各研究科に関する事項で、流通経済大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほかは、この規則の定めるところによる。

第2章 教育課程および履修方法等

第2条 各研究科の授業科目、単位数および履修方法は、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ、別表Ⅴ、別表Ⅵ、別表Ⅶおよび別表Ⅷのとおりとする。

第3条 各研究科委員会は、学生の履修を指導するため、各学生ごとに担当教員を定める。

第4条 各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告等により、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他の事由により、正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

2 各授業科目の成績は、合格または不合格とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

第5条 修士論文提出の時期は、原則として12月末とし、論文審査は2月末までに終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て当該研究科長が別に定めることができる。

第6条 課程博士の論文提出の時期は、原則として9月末とし、論文審査は当該学生の在学期間中に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て当該研究科長が別に定めることができる。

第7条 修士論文の審査については、当該研究科委員会の審議を経て、学長が認めた場合は、特定の課題についての研究成果の審査をもって代えることができる。

第8条 修士又は課程博士の学位授与に係る試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者に対し、当該学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第9条 課程修了の認定は、原則として学年の終りに行う。ただし、特別の事由があるときは、当該研究会委員会の審議を経て、学長が年度途中においても認定(学位授与)することができる。

第3章 運営組織

第10条 各研究科の円滑な運営を図るため、各研究科に運営委員を置くことができる。

- 2 研究科運営委員会は、当該研究科長を補佐する。
- 3 前項の委員は各研究科2名以内とし、当該研究科委員会構成員の互選で選出する。
- 4 前項の委員の任期は2年とし、その始期は4月1日とする。ただし、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

附 則

1. この規則は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規則の施行に伴い、平成元年3月17日制定の流通経済大学大学院経済学研究科規則は、これを廃止する。
3. この規則(改正)は、平成5年4月1日から施行する。
4. この規則(改正)は、平成6年4月1日から施行する。
5. この規則(改正)は、平成7年4月1日から施行する。
6. この規則(改正)は、平成8年4月1日から施行する。
7. この規則(改正)は、平成9年4月1日から施行する。
8. この規則(改正)は、平成9年7月8日から施行する。
9. この規則(改正)は、平成10年4月1日から施行する。
10. この規則(改正)は、平成11年4月1日から施行する。
11. この規則(改正)は、平成12年4月1日から施行する。
12. この規則(改正)は、平成13年4月1日から施行する。
13. この規則(改正)は、平成14年4月1日から施行する。
14. この規則(改正)は、平成15年4月1日から施行する。
15. この規則(改正)は、平成17年4月1日から施行する。
16. この規則(改正)は、平成22年4月1日から施行する。
17. この規則(改正)は、平成25年4月1日から施行する。
18. この規則(改正)は、平成26年4月1日から施行する。
19. この学則(改正)は、平成27年4月1日から施行する。
20. この学則(改正)は、平成28年4月1日から施行する。
21. この学則(改正)は、平成29年4月1日から施行する。
22. この学則(改正)は、平成30年4月1日から施行する。
23. この学則(改正)は、平成31年4月1日から施行する。

別表 I 大学院経済学研究科修士課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単位数	備 考
経 済 学	理論経済学特論	4	授業科目の中から 32 単位以上を履修しなければならない。 1. 専攻科目の演習を 2 年次にわたり 1 年次 4 単位、合計 8 単位を履修するものとする。 2. 専攻科目の演習のほか担当指導教員の指示する科目の特論それぞれ 4 単位、合計 24 単位を履修するものとする。
	理論経済学演習	8	
	日本経済史特論	4	
	日本経済論特論	4	
	日本経済論演習	8	
	交通論特論	4	
	交通論演習	8	
	財政学特論	4	
	財政学演習	8	
	金融論特論	4	
	金融論演習	8	
	統計学特論	4	
	統計学演習	8	
	社会保障論特論	4	
	社会保障論演習	8	
	経済地理学特論	4	
経済地理学演習	8		
経 営 学	経営組織論特論	4	
	経営組織論演習	8	
	経営財務論特論	4	
	経営財務論演習	8	
	経営戦略論特論	4	
	経営戦略論演習	8	
	会計学 I 特論	4	
	会計学 I 演習	8	
	会計学 II 特論	4	
	会計学 II 演習	8	
	租税法特論	4	
	流通論特論	4	
	流通論演習	8	
	消費者行動論特論	4	
	消費者行動論演習	8	

別表Ⅱ 大学院経済学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単位数	備 考
経 済 学	理論経済学研究指導	12	授業科目の中から20単位以上を履修しなければならない。 1. 研究指導科目のうちから1科目を選択して専攻科目とする。(専攻する研究指導科目担当教員に論文作成・特殊研究の履修その他研究一般について指導をうけるものとする。) 2. 原則として入学した年度中に、専攻科目の研究指導のほか担当指導教員の指示する科目の特殊研究
	理論経済学特殊研究	4	
	日本経済史研究指導	12	
	日本経済史特殊研究	4	
	日本経済論研究指導	12	
	日本経済論特殊研究	4	
	交通論研究指導	12	
	交通論特殊研究	4	
	金融論研究指導	12	
	金融論特殊研究	4	
	統計学研究指導	12	
	統計学特殊研究	4	
	社会保障論研究指導	12	
	社会保障論特殊研究	4	
経 営 学	経営組織論研究指導	12	2科目、それぞれ4単位、合計8単位を履修するものとする。 3. 原則として、専攻科目の研究指導を3年次にわたり、1年次4単位、合計12単位を履修するものとする。
	経営組織論特殊研究	4	
	経営戦略論研究指導	12	
	経営戦略論特殊研究	4	
	会計学研究指導	12	
	会計学特殊研究	4	
	流通論研究指導	12	
	流通論特殊研究	4	

別表Ⅲ 大学院社会学研究科修士課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単位数	備 考
理 論 社 会 学	社会史特論	4	授業科目の中から32単位以上を履修しなければならない。 1. 専攻科目の演習を2年次にわたり1年次4単位、合計8単位を履修するものとする。 2. 専攻科目の演習のほか担当指導教員の指示する科目の特論それぞれ4単位、合計24単位を履修するものとする。
	社会学理論特論	4	
	社会学理論演習	8	
	国際社会学特論	4	
	国際社会学演習	8	
	経済社会学特論	4	
	経済社会学演習	8	
	文化人類学特論	4	
	文化人類学演習	8	
社会福祉・地域社会学	福祉職論特論	4	科目の特論それぞれ4単位、合計24単位を履修するものとする。
	福祉職論演習	8	
	地域福祉論特論	4	

	地域福祉論演習	8	
	社会福祉史特論	4	
	社会福祉史演習	8	
	心理療法・心理援助特論	4	
	心理療法・心理援助演習	8	
	社会心理学特論	4	
	社会心理学演習	8	
	児童福祉論特論	4	
	児童福祉論演習	8	
	行動分析学特論	4	
	行動分析学演習	8	
産業・観光社会学	産業社会学特論	4	
	産業社会学演習	8	
	観光社会学特論	4	
	観光社会学演習	8	
	社会階層論特論	4	
	社会階層論演習	8	
	シミュレーション&ゲーミング 特論	4	
	シミュレーション&ゲーミング 演習	8	
	観光心理学特論	4	
	観光心理学演習	8	

別表Ⅳ 大学院社会学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

学 科 目	授 業 科 目 名	単位数	備 考
理 論 社 会 学	国際社会学研究指導	12	1. 学生は、授業科目中の研究指導の内から1科目を選択して専攻科目とし、専攻する研究指導担当教員に博士論文の作成、特殊研究の履修、その他研究一般について指導をうけるものとする。 2. 学生は、原則として専攻科目の研究指導を1年次、2年次、3年次にわたり、それぞれ4
	国際社会学特殊研究	4	
	経済社会学研究指導	12	
	経済社会学特殊研究	4	
	文化人類学研究指導	12	
	文化人類学特殊研究	4	
社会福祉・地域社会学	福祉職論研究指導	12	
	福祉職論特殊研究	4	
	地域福祉計画論研究指導	12	
	地域福祉計画論特殊研究	4	
産業・観光社会学	産業社会学研究指導	12	
	産業社会学特殊研究	4	
	観光社会学研究指導	12	

	観光社会学特殊研究	4	単位ずつ、合計 12 単位履修するものとする。 3. 学生は、原則として研究指導担当教員の指示する特殊研究 2 科目 8 単位を 1 年次に履修するものとする。 したがって、博士後期課程修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、20 単位以上修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することである。
	社会階層論研究指導	12	
	社会階層論特殊研究	4	
	シミュレーション&ゲーミング研究指導	12	
	シミュレーション&ゲーミング特殊研究	4	

別表 V 大学院物流情報学研究科修士課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単位数	備 考
物 流 学 関 連 科 目	ロジスティクス実践特論	4	(履修方法)
	物流システム論演習	8	演習のうち 1 科目 8 単位
	ロジスティクス工学特論	4	とその指導教員が担当
	ロジスティクス工学演習	8	する特論 4 単位の他に、
	ロジスティクス論特論	4	指導教員の指示する科
	ロジスティクス論演習	8	目計 20 単位を含め、32
	ロジスティクスビジネス論特論	4	単位以上を履修しなけ
	ロジスティクスビジネス論演習	8	ればならない。
	環境物流論特論	4	なお、物流学関連科目
	環境物流論演習	8	を専攻科目(演習)とし
	ロジスティクス管理論特論	4	た者は、情報学関連科目
	ロジスティクス管理論演習	8	の特論を必ず 4 単位以
	国際経営論特論	4	上履修しなければなら
	国際経営論演習	8	ない。
情 報 学 関 連 科	交通論特論	4	(修了要件)
	交通論演習	8	
	ロジスティクス分析・改善特論	4	2 年以上在学し、32 単位
	オペレーションズリサーチ演習	8	以上を修得し、かつ、必
	通信・ネットワーク論特論	4	要な研究指導を受けた
	通信・ネットワーク論演習	8	上、修士論文の審査及び
	ソフトウェアシステム論特論	4	試験に合格すること。
	ソフトウェアシステム論演習	8	

目	ロジスティクスデータ解析論特論	4	
	ロジスティクスデータ解析論演習	8	
	ヒューマン・インターフェース論特論	4	
	ヒューマン・インターフェース論演習	8	

別表Ⅵ 大学院物流情報学研究科博士後期課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単位数	備 考
物 流 情 報 学 関 連 科 目	物流事業論特殊研究	4	(履修方法)
	物流事業論研究指導	12	1. 学生は、原則として
	ロジスティクス工学特殊研究	4	研究指導教員の指示す
	ロジスティクス工学研究指導	12	る特殊研究2科目8単位
	物流システム分析論特殊研究	4	以上を1年次に履修す
	物流システム分析論研究指導	12	るものとする。
	ロジスティクス設計論特殊研究	4	2. 学生は、原則として
	ロジスティクス設計論研究指導	12	専攻科目の研究指導を
	通信・ネットワーク論特殊研究	4	1年次、2年次、3年次
	通信・ネットワーク論研究指導	12	にわたり、それぞれ4
	ロジスティクスビジネス論特殊研究	4	単位ずつ、合計12単位
	ロジスティクスビジネス論研究指導	12	履修するものとする。
	物流統計学特殊研究	4	したがって、博士後期
物流統計学特殊指導	12	課程修了要件は、当該課 程に3年以上在学し、20 単位以上修得し、かつ、 必要な研究指導を受け、 博士論文の審査および 最終試験に合格するこ とである。	

別表Ⅶ 大学院法学研究科修士課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単位数	備 考
共 通 科 目	ガバナンス論特論	2	(修了要件)
	法学文献講読	2	2年以上在学し、ガバナ
	法制史特論	4	ンス論2単位、演習12
	法制史演習	4	単位、特別研究4単位、
	特別研究	4	及びこれら以外の科目
企 業 ガ	財産法特論	4	のなかから12単位以
	身分法特論	4	上、合計30単位以上修
	会社法特論	4	得し、かつ、必要な研究

バ ナ ン ス 関 連 科 目	企業経営法務特論	4	指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること。ただし、留学生はこれらのほかに、法学文献購読2単位を修得しなければならない。
	消費者法特論	4	
	雇用関係法特論	4	
	経済規制法特論	4	
	社会法演習	4	
	身分法演習	4	
	財産法演習	4	
経済法演習	4		
会社法演習	4		
自 治 ガ バ ナ ン ス 関 連 科 目	憲法特論	4	
	行政法特論	4	
	刑事法特論	4	
	刑事手続法特論	4	
	社会保障論特論	4	
	行政管理論特論	4	
	政策過程論特論	4	
	コミュニティ論特論	4	
	地方財政論特論	4	
	政策過程論演習	4	
	地方自治論演習	4	
	憲法演習	4	
	行政法演習	4	
地域政治論演習	4		
刑事法演習	4		

別表Ⅷ 大学院スポーツ健康科学研究科修士課程授業科目及び履修方法

	授 業 科 目 名	単位数	備 考	
必 修 共 通 科 目	スポーツプロモーション論特講	2	(修了要件)	
	研究方法演習Ⅰ	2	2年以上在学し、必修共通科目を10単位、選択科目を計20単位以上(ただし、A～C群からそれぞれ4単位以上)を修得すること、及び必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格すること。	
	研究方法演習Ⅱ	2		
	研究指導	0		
	スポーツプロモーション演習Ⅰ	1		
スポーツプロモーション演習Ⅱ	1			
選 択 科 目	スポーツプロモーション演習Ⅲ	1		
	スポーツプロモーション演習Ⅳ	1		
	A 群			
	スポーツ教育論特講	2		
	学校体育論特講	2		
	子どもスポーツ論特講	2		
	中高齢者スポーツ論特講	2		

	スポーツ救急教育論特講	2	
	アスレティックケア論特講	2	
	レクリエーションスポーツ論特講	2	
	障害者スポーツ論特講	2	
B 群	スポーツコーチング論特講	2	
	スポーツコンディショニング論特講	2	
	スポーツ体力論特講	2	
	スポーツ技術論特講	2	
	スポーツ戦術論特講	2	
	スポーツ心理論特講	2	
	スポーツ栄養論特講	2	
	スポーツトレーニング論特講	2	
	運動質論特講	2	
C 群	スポーツ文化論特講	2	
	スポーツマネジメント論特講	2	
	スポーツ行財政論特講	2	
	コミュニケーション論特講	2	
	健康社会論特講	2	
	スポーツ産業論特講	2	
	スポーツ組織・運営論特講	2	
	スポーツ情報・戦略論特講	2	

[3] 流通経済大学学位規則

制定 平成元年 3月17日

(目的)

第1条 この規則は、流通経済大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

経済学研究科	博士（経済学） 修士（経済学）
社会学研究科	博士（社会学） 修士（社会学）
物流情報学研究科	博士（物流情報学） 修士（物流情報学）
法学研究科	修士（法学）
スポーツ健康科学研究科	修士（スポーツ科学）

(修士の学位)

第3条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。

(博士の学位)

第4条 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(修士の学位授与要件)

第5条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより大学院修士課程を修了した者に授与する。

(課程博士の学位授与要件)

第6条 課程博士の学位は、大学院学則の定めるところにより大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

(論文博士の学位授与要件)

第7条 論文博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(修士の学位論文の審査願出等)

第8条 修士の学位申請に係る論文は、在学期間中に論文要旨を添えて、1編3通を当該研究科長に提出するものとする。

2 前項により受理した修士論文は、返還しない。

(課程博士の学位論文の審査願出等)

第9条 課程博士の学位申請に係る論文は、在学期間中に論文要旨を添えて、1編5通を当該研究科長に提出するものとする。

2 前項により受理した博士論文は、返還しない。

(論文博士の学位論文の審査願出等)

第10条 論文博士の学位申請に係る論文は、学位申請書、博士論文（1編5通）、論文要旨、履歴書及び論文審査手数料を添えて、1編5通を当該研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、当該研究科長は、必要に応じて、参考論文、業績目録等の提出を求めることができる。

2 本学大学院博士後期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に所定の博士論文を提出した場合には、論文審査手数料は免除する。

3 第1項により受理した博士論文及び既納の論文審査手数料は、返還しない。

(論文審査手数料)

第11条 前条第1項の規定により博士論文を提出する場合の論文審査手数料は、20万円とする。ただし、本学の専任教職員については10万円とする。

(論文審査等の付託)

第12条 当該研究科長は、第8条又は第9条の規定により修士又は課程博士の学位論文を受理したとき、及び第10条第1項の規定により提出された博士論文を学長が受理したときは、学位を授与できるか否かについて、当該研究科委員会の審査に付すものとする。

(修士及び課程博士の論文審査等)

第13条 第8条及び第9条の規定により受理した学位論文については、論文審査及び試験を行う。

(論文博士の論文審査等)

第14条 第10条第1項の規定により受理した博士論文については、提出者が本学大学院博士後期課程修了者と同以上の学力を有することの確認のため、試験を行う。

2 前項の試験は、口頭又は筆答により論文に関連する事項並びに専攻学術及び外国語について行う。

(審査委員)

第15条 第12条の規定により学位論文が審査に付されたときは、当該研究科委員会は、当該研究科の研究指導教員のうちから主任審査委員1人及び審査委員2人以上を選出し、受理した論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、当該研究科の研究指導教員以外の教員等を審査委員に選ぶことができる。

(修士及び課程博士の論文審査等の終了)

第16条 修士及び課程博士の学位申請に係る論文審査及び試験は、当該学生の在学期間中に終了するものとする。

(論文博士の論文審査等の終了)

第17条 論文博士の学位申請に係る論文審査及び試験は、博士論文を受理した日(主任審査委員及び審査委員が選出された日)から1年以内に行うものとする。

(審査結果の提出)

第18条 第13条及び第14条の規定による論文審査及び試験を終了したときは、主任審査委員及び審査委員は、速やかに論文審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科委員会に提出するものとする。

(合格又は不合格)

第19条 前条の審査報告書に基づき当該研究科委員会は、合格又は不合格を決定する。

2 前項の決定を行う研究科委員会には、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第20条 当該研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、課程修了に係る修得単位並びに論文審査及び試験の結果(論文博士にあっては論文審査及び試験の結果)について、速やかに文書で学長に報告するものとする。

(課程修了の認定等)

第21条 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て課程修了の認定又は論文博士の学位授与の資格認定を行い、修士又は博士の学位記を授与する。

(学位記等の様式)

第22条 学位記及び学位申請書の様式は、別表1から4のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第23条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内に、その博士論文の内容及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第24条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既に公表したものは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、特別の事由がある場合には当該研究科長の承認を

受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、当該研究科長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 第1項及び前項の規定により、学位論文を公表する場合には、「流通経済大学審査学位論文」又は「流通経済大学審査学位論文（要約）」と明記するものとする。

（学位の名称への付記）

第25条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に「流通経済大学」を付記するものとする。

（学位の取り消し）

第26条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。

2 当該研究科委員会において、前項の決議をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

（学位の再交付）

第27条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を付し、学長に願い出るものとする。

（文部大臣への報告等）

第28条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、昭和28年文部省令第9号に定めるところにより、文部科学大臣に報告するとともに、学位簿に登録する。

（細目）

第29条 この規則で定めるもののほか、必要な細則は、学長が大学院委員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

1. この規則は、平成元年4月1日から施行する。
2. この規則（改正）は、平成3年4月1日より施行する。
3. この規則（改正）は、平成3年7月1日より施行する。
4. この規則（改正）は、平成4年4月1日より施行する。
5. この規則（改正）は、平成6年4月1日より施行する。
6. この規則（改正）は、平成9年7月8日より施行する。
7. この規則（改正）は、平成12年4月1日より施行する。
8. この規則（改正）は、平成14年4月1日より施行する。
9. この規則（改正）は、平成17年4月1日より施行する。
10. この規則（改正）は、平成22年4月1日より施行する。
11. この規則（改正）は、平成25年4月1日より施行する。

別表

1 大学院の課程を修了した修士の学位記の様式

修○第 号	流通経済大学 印	年 月 日	試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する。 いて所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終 試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する。	年 月 日生	氏名 本籍(都道府県名)	学位記
----------	-----------------	-------------	--	--------------	---------------------	-----

2 大学院の課程を修了した博士の学位記の様式

博○甲第 号	流通経済大学 印	年 月 日	試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する。 いて所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終 試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する。	年 月 日生	氏名 本籍(都道府県名)	学位記
-----------	-----------------	-------------	--	--------------	---------------------	-----

